

(8) 南風原町立翔南小学校 学校いじめ防止基本方針 (行動計画)

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向

社会問題であるいじめに対し本校が主体的に対峙し、いじめを許さないという毅然とした思いとその姿勢を、いじめ基本方針の基本的な方向として示す。

1 基本的な考え方

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策基本法第2条)

上記の考えのもと、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こり得るものであり、いじめに全く無関係ですむ児童はいない。」との基本認識に立ち、全校児童が「いじめは絶対にゆるされない」「いじめは卑怯な行為である」との自覚を高め、いじめのない明るく楽しい学校生活を実現することができるよう「いじめ防止基本方針」を策定する。

2 学校の現状と課題

本校児童は概ね学校生活に満足しているというアンケート結果となっているが、現状としては不要物の持ち込みやいじめなどの問題も山積である。一方で、友達同士は仲が良く、困っている児童に対しても思いやりの言葉や態度で接する児童が多い。

いじめは、人間として絶対許されることではないと、学校教育のあらゆる場面で指導し、見過ごさない雰囲気づくりに努め、学校全体で児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進している。

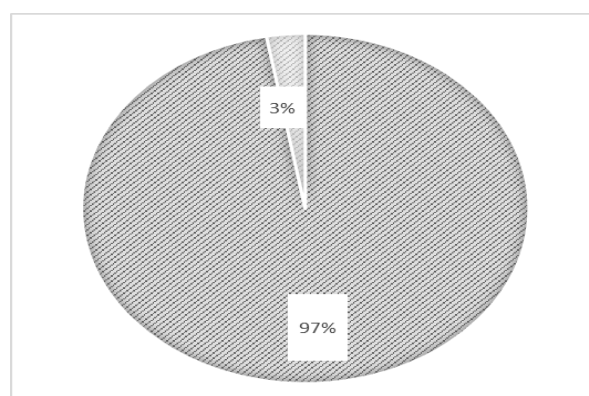
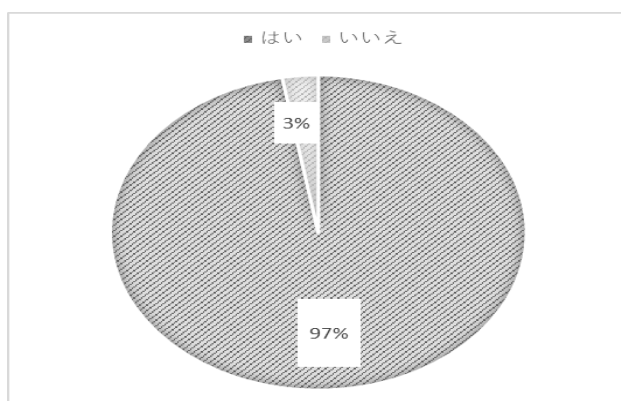
いじめの現状については、毎月アンケートを取り、各クラスの様子やいじめにつながることはないか把握し、必要に応じて個別面談をし、さらに詳しく状況把握に努め、早期対応している。

アンケートによると全体の3%が「最近いやなことをされたり、他の人がされたりしているのを見たことがある」と答えている。このことは本校でもいじめに発展するおそれがあることを認識し、対応していく必要がある。

質問1：学校は楽しいですか。

質問2：嫌なことをされているのを

見たことがありますか



3 いじめ防止 早期発見 対処に関する学校の姿勢

(1) いじめの防止

「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」との認識の下、すべての児童を対象とした未然防止の観点が必要である。児童をいじめに向かわせることなく、心が通い合う人間関係の中で、いじめを生じさせない学校風土や学級風土を作り出すために、児童理解を基盤として以下の重点内容を学校全体で推進する。

○ともに聞き合い、考え合い、学び合い、成長を支え合う学級経営と授業の改善を行い、児童の安定した学校生活と学力の向上をめざす。

○児童一人一人の規範意識を一層高めるため、学習規律等、学校生活におけるルールやきまりの見直しを行い、その徹底を図る。

○すべての児童が安心し、自己肯定感や自己有用感を高めることができる学校生活をめざす。

○人権教育や道徳教育、特別活動の中で児童の人権意識を一層高め、「いじめは決して許されない」ことへの自覚を育てる。

○地域・家庭と一体となって取り組みを推進できるよう、いじめ問題に取り組む重要性について普及啓発に努める。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、問題を深刻化させないことにおいて重要である。また学校や教員だけがいじめを発見する唯一の立場にはない。そこで、児童に関わる全ての大人との連携も大切にしながら、児童の些細な変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有することを大切に速やかな対応に繋げたい。

○いじめは、遊びや悪ふざけを装って行われるなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることに特段に留意する。

○些細な変化やいじめの兆候を見逃さないために、教員と児童とのかかわりをいっそう深め、いじめの兆候が見られる場合は積極的ないじめ認知を行い、迅速な対応に繋げる。

○いじめに関する定期的なアンケートを複数回実施することによって、早期発見に努める。

○校内における教育相談機能をいっそう高め、保護者等外部からの相談窓口を設置し、保護者や地域に周知する。

(3) いじめへの対処

いじめを確認した際は、その解決に向けて様々な対応が求められるところであるが、まず何よりも優先することは、いじめを受けた児童やいじめを通告してきた児童の安全を確保することである。その上で、いじめたとされる児童に対して事情を確認し、適切な指導を組織的に行えるようにする。

○学校における組織的な対応を行える体制と機能を整備する。

○教職員がいじめを把握した場合の対処の仕方について全職員で確認する。

○家庭と教育委員会・警察等関係機関への連絡や相談、連携において事案の解決に向けた取り組みを実施する。

○事案の解決は、単に謝罪や責任を形式的に問うだけでなく、児童の人格の形成や成長に主眼を置き、問題の再発防止に努めた指導の在り方を重視する。

II いじめ防止のための対策の内容

いじめ防止のための対策は先に示した、いじめ防止、早期発見、対処に関する学校の姿勢をもとに、それぞれを実現していく手立て・内容として定めるとともに、内容を網羅的に行うことなく、児童の実態を考慮し、重点化・優先化を図り取り組む。

1 いじめを未然防止するための手立て

(1) いじめについての共通理解

○教職員について、あらためていじめについての実態や原因、背景や具体的な指導上の留意点について校内研修を企画し、実施する。重点的に実施する内容は以下

のものを想定する。

* 学校いじめ防止基本方針及び上位法の理解

* いじめ未然防止対策と取り組み

* いじめの早期発見対策と取り組み

* いじめの対処と取り組み

* 組織体制の構築とその機能について

* 家庭や地域、関係機関との連携の在り方

○ 「いじめは人間として絶対許されない」という児童の意識を高めるため、集会活動においていじめ問題を提起し、各学級での話し合い活動に繋げる

○ いじめに対する標語など掲示物の活用を図り、いじめを許さないとの雰囲気为学校全体に醸成する

○ いじめ問題に取り組む児童の活動を、保護者や地域に知らせることにより、いじめ問題に対する保護者や地域の共通理解を図る。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

○ 校内研究の充実を図り、児童相互が違いを求めながら学び合い、円滑にコミュニケーションできる授業の在り方を追求する。

○ 人権教育や道徳教育の一層の充実や読書活動、体験活動を推進することにより、児童の社会性を育むよう努める。

○ 教科指導等における体験活動を重視し、他人の気持ちや思いを共感的に理解できる豊かな情操を培うとともに、お互いを尊重し合う態度を養う。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえた指導

○ 児童一人一人を大切に「分かる授業」を展開するための授業改善を行う。

○ Q・Uアンケートを実施し、学級に対する児童一人一人の思いや感情を理解しながら、安心して過ごせる学級作りを行う。

○ 構成的グループエンカウンター等を計画的に活用し、児童相互が認め合い、仲間として成長できる学級集団を形成する。

(4) 自己有用感や自己肯定感の育成

○ 児童会活動、清掃活動や委員会活動、さらには学校行事や授業など、あらゆる教育活動において、児童の活動する場を保障することによって、自己有用感を高めるようにする。

○ 校内の異学年交流や保幼・小・中連携の機会をとらえ、交流活動の活性化を図るとともに自己有用感や自己肯定感が育まれる活動内容を創造する。

(5) いじめに対する児童の主体的な学習や活動の展開

○ 児童会活動や集会活動を活用し、いじめ問題について児童が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴える機会を設ける。

○ いじめに対する誤った考えを正していくために、人権参観日や道徳の授業公開等を利用し保護者も含めた学習の場を持つ。

2 いじめの早期発見に向けての手立て

(1) 「心のアンケート」を毎月実施し、いじめの早期発見に努める。

(2) 保護者用のチェックカードを作成し、家庭と連携して児童を見守る取り組みを推進する。

(3) 児童や保護者、教職員が抵抗なくいじめの相談ができる環境を検討・整備し周知を図る。

(4) 教職員は、休み時間や放課後における児童の様子、日記やノート点検において目を配り、児童の交友関係や悩みを把握し、個別指導や学級指導に活かしていく。

(5) 本校アンケート調査等の実施計画

会議等	未然防止の取組	早期発見の取組
○支援委員会 ・いじめ等の対策 ○校内研修（毎学期） ・じめに関する学習会 ○いじめ対策委員会（毎学期） ※いじめ発生時（いじめ対策会議を随時開催）	○挨拶運動（毎日） ○人権講話（毎月） ○人権の日の設定（毎月） ○平和月間（6月） ○教育相談週間（6月） ○教育相談月間（9月） ○人権教室（6月） ○人権週間（12月）	○心のアンケート（毎月） ○Q-U（6月） ○いじめアンケート（毎学期） ○学校評価アンケート（1月） ○学校生活アンケート（6月・9月）

3 いじめの早期解決についての手立て

(1) いじめの発見や通報時の対応

○いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場で行為を止めるとともに、学年主任等に連絡し、当該学年において該当児童の聞き取りなど事実確認に努める。その後、直ちに管理職に連絡、必要に応じて「いじめ対策委員会」を開催し、その後の対応を協議する。

○児童からいじめの通報を受けた場合、通報してきた児童の学年が聞き取りを行い、管理職に連絡、必要に応じて「いじめ対策委員会」を開催して、その後の対応を協議する。

○保護者や地域住民からいじめの通報があった場合、通報を受けたものは直ちに管理職に報告、「いじめ対策委員会」において協議する。

(2) いじめを受けた児童や保護者への支援

○いじめられた児童へは、「学校が守っていく」ことをはっきりと伝え、自尊感情を傷つけることがないように配慮しながら、安心した学校生活を送れるように手立てを講じる。手立ては以下のようなことを想定する。

* 担任による継続した家庭訪問を行い、学校生活について保護者と情報の共有を図る。

* 児童が信頼できる人（友人、教職員、家族、地域の人など）と連携し、寄り添える環境をつくる。

* 必要に応じて、心理や福祉専門家、教育経験者、警察官経験者など、外部の協力を得られる体制を整える。

* いじめた児童の別室指導など、児童が安心して学習できる環境を整える。

* いじめが解決したと思われる場合においても、継続して十分な注意を払い、徹底して児童を守る手立てを伝える。

(3) いじめた児童への指導や保護者への助言

○いじめたとされる児童から聞き取りを行い、いじめを確認した場合は学年を中心に複数の教員が連携し、必要に応じて心理や福祉、外部専門家の協力を得ながら組織的で多面的にいじめをやめさせる方策をとる。その際、個人情報の取り扱い、プライバシーには十分な配慮を行う。

○いじめた児童の指導にあたっては、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為である」ことを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるように努める。

○いじめの状況に応じて、心理的な孤立感や疎外感を与えないような教育的配慮のもと、特別な指導計画による指導のほか、出席停止や警察との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。

○いじめた児童の抱える問題など、いじめの背景に目を向け、児童の健全な人格

の発達に配慮する。

○いじめた児童の保護者には、事実を迅速に連絡し、事実に対する保護者の理解と納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

○いじめを見ていた児童に対して自分の問題としてとらえさせ、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。

○はやしたてるなど、いじめに同調していた児童に対しては、保護者の理解と協力のもと、いじめに加担する行為であることを理解させる。

○いじめの事実にもとづく話し合い活動を行うなどによって、いじめは絶対に許されない行為であり、自らの手で根絶させようとする態度を育成する。

○全ての児童が集団の一員としてお互いを尊重し、認め合っていくことがいじめをなくしていくことに繋がることを理解したうえで、仲間としての人間関係を構築できる集団作りを進める。

(5) ネット上のいじめへの対応

○ネット上の不適切な書き込みが発覚した場合は、被害の拡大を避ける視点から、直ちに内容を削除する措置を講じる。

○名誉毀損やプライバシーの侵害があった場合は、教育委員会と連携しプロバイダに対して速やかに内容の削除を求めるとともに、必要に応じて地方法務局の協力を得られるようにする。

○児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じると判断した場合は、直ちに所轄警察署に通報するとともに、南風原町教育委員会等と連携し、ネット上のパトロールを行うようにする。

○いじめの対象となった児童に対しては(2)の内容を基本として、関係機関の相談窓口や取り組みを周知し、その活用を促す。

○ネット上のいじめ防止の観点から、情報モラルの教育を推進するとともに、保護者に対する啓発活動を行う。

Ⅲ いじめ問題に対応する校内組織

基本方針に基づく教育活動や対応については、既存の校内組織では十分に機能しない恐れがある。そこで、「いじめ防止推進法」第22条の規定により、校内に「いじめ対策委員会」を新たに設置し、基本方針等の徹底を図る。いじめへの対応は、この委員会を中心に全教職員の一致協力体制を新たに確立し組織的に行う。

1 常設のいじめ対策委員会

(1) 基本構成委員等

	基本構成員	備考
①	校長	委員長
②	教頭	副委員長
③	教務主任	
④	生徒指導主任	いじめ防止担当者
⑤	教育相談担当	
⑥	各学年主任	6名
⑦	養護教諭	
⑧	スクールカウンセラー	
⑨	教育相談員・アソスト相談員	
⑩	対象児童担当教諭	

○本委員会を児童支援委員会内に置き、基本方針に示した活動について総括する。

○いじめ対策委員会は定期的に開催するが、児童からいじめの訴えがあったときやいじめの恐れがあるとの情報がある場合は、臨時に開催するものとする。

○学校長の判断によって、上記以外に南風原町教育委員会指導主事、PTA会長及び学校評議員を出席に要請することができる

(2) いじめ対策委員会の役割

○本基本方針に基づく教育活動や対応について点検し、活動のPDCAサイクルでの検証を行う。

○いじめの事実確認の実施とその判断を行い、いじめと判断した場合は、基本方針に基づく対応を組織的に推進する。

○情報の記録・管理責任者は教頭が努める。集められた情報は、個別に記録・保管する。

2 重大事態への組織対応

重大事態が発生した疑いがあると認めるときは、速やかに南風原町教育委員会に報告し、連携を図りながら対応にあたる。

(1) 「重大事態」の定義

○いじめにより、当該児童の「生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある」と認められるとき

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより、当該児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 対応組織の構成員

○常設の「いじめ対策委員会」の構成員に専門的知識及び経験を有する者（医師、弁護士等）を加えるなど、その構成については教育委員会の判断を仰ぎ、公平性、中立性を確保するよう十分考慮する。

(3) 役割の内容

■調査

○重大事態に至った事実について初動段階から可能な限り網羅的に調査し、整理・記録する。

○調査においては、いじめられた児童、いじめた児童はもとより、いじめの様子を見ていた児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を重視する。

○調査内容は南風原町教育委員会に積極的に提供するとともに、学校が主体的に再発防止に向けた対策が講じられるよう協議する。

■対応

○調査内容をもとに、いじめた児童に対する指導内容について、専門的な知見も踏まえ協議し、指導計画を策定するとともに学校が計画にもとづく指導を行っているか、定期的な点検を行う。

○いじめられた児童への支援として保護者の希望も踏まえ、南風原町教育委員会との協議の上、停止措置の活用、校区外就学などの弾力的な対応を行う。

○児童や保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すために、予断のない一貫した情報発信とともにプライバシーへの配慮に留意する。

3 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、学期に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

4 保護者・地域との連携

(1) 保護者に対しては、日頃から児童の良い点や気になる点など、学校の様子について連絡するように努めるとともに、気になることがあれば速やかに学校に連絡していただくように依頼する。

- (2) 地域に対しては、「民生委員・児童委員との連絡会や青少年問題協議会」等の場を活用し、気になることがあれば速やかに学校に連絡が入るように依頼する。
- (3) いつでも悩みを相談できる県内の教育相談事業に関わる広報やチラシ等を配布し周知する。

5 検証と評価

いじめ防止のための対策に関わる取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表する。